

ねんりんピック彩の国さいたま2026川口市実行委員会協賛等取扱要項について

(趣旨)

第1条 この要項は、ねんりんピック彩の国さいたま2026川口市交流大会（以下「交流大会」という。）における協賛金等の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(協賛等の種類及び内容)

第2条 この要項において協賛等とは、交流大会の趣旨に賛同する企業、各種団体等（以下「協賛者」という。）が、ねんりんピック彩の国さいたま2026川口市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とする。

(1) 広告協賛金

交流大会の種目別プログラムへの広告協賛をするもの

(2) 協賛物品等

交流大会の広報、啓発、歓迎装飾、その他交流大会の運営に要する用具や市実行委員会が必要とする物品等（以下「協賛物品」という。）の提供もしくは貸与をするもの

(協賛の手続き)

第3条

(1) 協賛等は、市実行委員会において受け入れる。

(2) 協賛等の申し込みは、広告協賛金申込書（様式第1号）、協賛物品等申込書（様式第2号）により行う。

(広告協賛金の納付)

第4条 市実行委員会は、広告協賛金の申込者に対し、口座振込依頼書（様式第3号）により、市実行委員会が指定する口座への振込を依頼する。なお、振込手数料は協賛者の負担とする。

2 市実行委員会は、広告協賛金の申込者の希望により広告協賛金領収書（様式第4号）を発行する。

(協賛物品等の受納)

第5条 市実行委員会は、協賛物品等の申込者に対し、市実行委員会の指定する方法により、物品等の納入を依頼する。

2 市実行委員会は、協賛物品等の申込者の希望により協賛物品等受領書（様式第5号）を発行する。

(協賛等として受け入れないもの)

第6条 次のいずれかに該当する場合は、協賛等を受け入れないものとする。

(1) 交流大会の趣旨に反するもの

(2) 法令、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるもの

(3) 政治活動、宗教活動等に係るものであると認められるもの

(4) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市実行委員会が適当でないと認めるもの

2 市実行委員会は、協賛者が、納付後又は納入後に、前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛等を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛等を返戻する。

(協賛等の表示)

第7条

- (1) 協賛物品等には、協賛者の希望により、協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示をすることが不適当な場合は、その他の方法により表示することができる。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、協賛者と協議のうえ決定する。

(協賛等への謝意)

第8条 協賛者への謝意表明は、協賛者の氏名又は名称を公表することにより行う。また、必要に応じて礼状又は感謝状を贈呈する。

(協賛等の受入期間)

第9条 協賛等の受入期間は、令和8年6月1日から令和8年7月31日までとする。ただし、受入状況に応じて受入期間を変更することができるものとする。

(税務上の取り扱い)

第10条 協賛は、広告宣伝費として全額損金算入できる。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、協賛等の取り扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和7年8月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。